

令和4年6月17日

保護者の皆さまへ

茨木市教育委員会

市立小中学校での新型コロナウイルス感染症に関する 登校基準と臨時休業基準について

日頃は、本市の教育活動にご理解ご協力をいただき誠にありがとうございます。

現時点において、新型コロナウイルス感染症の新規感染者は減少傾向にありますが、感染拡大の防止の徹底と教育活動の継続の観点から、前回、令和4年4月8日にお知らせした内容を、以下のとおり、令和4年6月17日から変更いたします。ご理解とご協力をお願いいたします。

なお、新型コロナウイルスについては、日々状況が変化しているため、以下の対応で変更が生じた場合は、改めてご連絡いたします。

① 登校基準について

各ご家庭におかれましては、引き続き、毎日の健康観察や基本的な感染症対策を徹底する等ご配慮ください。

【以下の場合、登校しないでください】

欠席連絡時にどの場合に該当するかをお伝えください。

いずれの場合においても、学校を休まれた場合は、欠席扱いとはなりません。

<児童生徒本人>

- 感染が判明した者
- 感染者の濃厚接触者に特定された者
- 濃厚接触の可能性のある者（※）
- 未診断の発熱や咳等の症状が見られる者

※同居家族等が感染疑いのため受検（または受検予定）で結果が判明していない場合

上記以外の場合であっても、学校や、保健所から連絡があれば、その指示に従ってください。

② 連絡方法について

登校日ではない日や、平日の夕方6時以降については、学校への連絡は不要です。
月～金（祝日を除く）の朝8時以降にご連絡ください。

③ 臨時休業基準（令和4年1月27日付け 教育委員会決定）

茨木市教育委員会
令和4年1月27日決定事項

新型コロナウイルス感染症に係る市立小・中学校の
臨時休業の考え方について

市立小・中学校の臨時休業の実施については、学校における感染拡大の可能性を見極めながら、子どもの学びを保障していくため、「府立学校における今後の教育活動等について」に準じ、下記のとおり対応します。

学校内に感染者が確認された時の感染状況等		臨時休業範囲・期間
(1)	校内に感染拡大のリスクがないと判断できる場合 下記(2)以外の場合	臨時休業なし
(2)	校内に感染が拡大している可能性があり、①・②に該当する場合 ① 直近3日間の陽性者及び濃厚接触者等が、学級において複数(15%以上)確認された場合 ② その他、教育委員会等で必要と判断した場合	学級閉鎖 当該学級のみ 原則3日間
	複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合	学年閉鎖 当該学年のみ 原則3日間
	複数の学年を閉鎖することに加えて、閉鎖していない学年に感染者が存在するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合	学校全体の臨時休業 当該校のみ 原則3日間

ただし、上記に関わらず、市内や学校での感染状況に応じて、保健所からの指示に従い、臨時休業の範囲・期間を総合的に判断します。